

一般社団法人えんがお 定款

一般社団法人えんがお 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人えんがおと称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所等を栃木県大田原市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、地域の様々な人の力を生かすことでの介護予防、並びに若者の成長をもって、高齢者の孤立化の予防と解消をする地域の仕組みを作り、かつ実践していくことを目的とし、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生活支援・便利屋事業
- (2) 介護予防サービス事業
- (3) 世代間交流促進事業
- (4) 人生史作成事業
- (5) 潜在的資源発掘事業
- (6) ネットワーク・コミュニティ形成事業
- (7) 情報発信・出版事業
- (8) 調査研究事業
- (9) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (10) 放課後児童健全育成事業
- (11) 前各号に附帯する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告方法は、電子広告に記載する方法による。ただし、事故又はその他の他やむを得ない事由によって電子広告による広告ができない場合は、官報に掲載する。

第2章 会 員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 活動会員 当法人の事業を理解し、活動に参加するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 当法人の正会員又は賛助会員又は活動会員となろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において定める会費規定に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、会費規定において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 任意退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員の同意があったとき。

(任意退社)

第9条 会員は、理事会において別段に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議に基づき、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の場合、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(議決権)

第13条 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 会費等の金額
- (6) 重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、代表理事に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、臨時社員総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに正会員全員に通知しなければならない。

3 代表理事は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 合併
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散
- (7) その他法令で定められた事項
(議決権の代理行使等)

第20条 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合において、その正会員は、会議に出席したものとみなす。
(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間、主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印するものとする。

第4章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 理事会は、その決議によって副代表理事を選定することができる。
- 4 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作

成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 社員総会の決議により、理事及び監事に対して、その職務遂行の対価として、報酬等を支給することができる。

2 前項の報酬等の額は、社員総会の決議により別に定める基準による。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任限定契約)

第30条 当法人は、一般法人法第115条の規定により、理事（業務執行理事または当法人の使用人でないものに限る）との間に、同法第111条の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 理事会

(理事会の設置及び構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第33条 理事会は毎事業年度1回以上開催する。

(召集)

第34条 理事会は、代表理事が召集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは各理事が理事会を召集する。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第6章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画書、収支予算書等は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出しなければならない。なお、事業報告書については定時社員総会にその内容を報告し、貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 前各号の附属明細書
- (5) 財産目録

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第41条 当法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(合併)

第43条 当法人は、社員総会の決議により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第44条 当法人は、法令で定められた事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

第8章 附 則

(委任)

第45条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次の通りである。

設立時理事	濱野将行
	岩井俊宗
	村井邦彦
	門間大輝
	實寿夫
	塩田典保
	横山孝子

設立時代表理事	濱野将行
---------	------

設立時監事	星雅人
-------	-----

(設立時社員)

第47条 設立時社員の氏名及び住所は、次の通りである。

設立時社員	濱野将行	栃木県矢板市東泉746番地1
-------	------	----------------

設立時社員	岩井俊宗	栃木県宇都宮市一条3丁目2番28号
-------	------	-------------------

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法及びその他の法令に従う。

以上、一般社団法人えんがお設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名、押印する。